

入学支援金の請求／辞退について ~よくあるご質問（FAQ）~

○請求手続

No	質問	回答
1	請求の方法について教えてください。	請求の具体的な方法については、不正な請求を防止する観点から、支給決定された方に個別にご案内をしています。
2	合格確認書類の提出形式は何ですか？	WEB 合格発表画面のスクリーンショット、PDF ファイル、または合格通知・入学許可書類の写真またはスキャンデータです。添付可能なファイル形式は、png, jpg, jpeg, gif, heif, heic, pdf です。添付可能なファイルの最大サイズは 10MB です。
3	合格確認書類に記載が必要な事項は何ですか？	①氏名、②学校名、③合格または入学許可の記載が必要です。必要事項が複数の書類に分かれている場合は、全ての書類をアップロードしてください。学校名と氏名が印字又は表示されていない場合は、受験番号や氏名等が書かれた受験票と合格通知を添付するなど、申請者が対象校に合格したことが確認できるよう、複数の書類を準備してください。
4	併願先の私立高校に先に合格しました。公立高校の結果待ちの状態ですが、合否結果によらず、愛知県内の高校に行く事は決めています。請求手続きをして良いでしょうか？	私立高校の合格結果をもとに請求可能です。 その後、請求時の学校と異なる学校に進学した場合でも、進学先が愛知県内の高等学校など、入学支援金の制度の対象校であれば、届出の必要はありません。また、入学支援金の返還の必要もありません。 ただし支給後に、県外の高等学校など、制度の対象ではない学校に進学した場合は、返還の必要が生じます。返還の手続きを避けるため、制度の対象ではない学校に進学する可能性がある場合は、進学先が固まってから請求手続きしてください。
5	愛知県内の専修学校高等課程と通信制高校の両方に併修という形で進学することに決めました。請求時に提出する合格書類はどちらの学校のものですか？	どちらも制度の対象となる学校ですので、合格に関する書類はどちらか一方の学校のものでも構いません。
6	請求期限を過ぎた場合はどうなりますか？	令和 8 年 3 月中に合格発表があり、その学校に進学する場合は、令和 8 年 3 月 31 日までに請求してください。請求期限が過ぎた場合、支給決定が取り消されます。
7	通信制高校などで、令和 8 年 4 月 1 日以降に合格発表される場合はどうなりますか？	令和 8 年 4 月 1 日以降に合格発表が初めてなされた場合であって、令和 7 年度中に支給決定を受けた者が令和 8 年度内にその学校に進学するときは、入学支援金の請求を行うことができます。学事課入学支援金担当(052-972-3278)まで令和 7 年 3 月 31 日(厳守)までに、まずは電話で発表予定日を申し出てください。(なお別の高等学校等を退学後、入学する場合は請求できません。)

8	県外の高校をすぐに退学し、通信制高校に行くことにしました。対象ですか？	一度でも高等学校等に入学している場合は、その後、退学や転学で、制度対象校に転入学することになったとしても、入学支援金の請求はできません。
9	申請内容を取り下げたい又は修正したい場合は、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> 申請を取り下げたい場合は、申請時に送られた受付メールに記載されたURLから取り下げの処理が可能です。URLで開いたページから、取り下げボタンを押してください。 申請を修正したい場合は、まずは申請を取り下げ、その後、最初に申請した時と同じ申請フォームから、再度申請してください。アカウント登録をされた方は、取り下げた申請をもとに、再申請することができます。

○進学先・制度の対象校について

No	質問	回答
1	入学支援金の制度の対象校について教えてください。	<p>国公私立の以下①～③の学校が対象です。</p> <p>①愛知県内の高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程 ②全国の高等学校通信制課程（通信制高校） ③愛知県内の専修学校及び各種学校（以下の国が実施する高等学校等就学支援金制度の対象校に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 専修学校の一般課程や各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校 高等学校等就学支援金制度の対象として文部科学大臣が指定する外国人学校
2	対象ではない学校に進学することになった場合どのような手続きが必要ですか？	<p>以下のフォームから辞退を申し出てください。</p> <p>届出先 入学支援金辞退フォーム URL:https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/sienkinjital</p> 
3	愛知県外の全日制の高等学校は対象となりますか？	愛知県外の全日制の高等学校については、対象ではありません。 辞退フォームから辞退を申し出てください。
4	通信制高校に進学することになりました。学校所在地は北海道ですが、対象ですか？	高等学校通信制課程（通信制高校）については、愛知県内の学校でなくとも、制度の対象となります。
5	通信制のサポート校に通うことになりました。対象ですか？	通信制サポート校の場合、高等学校通信制課程（通信制高校）の合格通知を提出してください。サポート校の入学許可通知では受付ができないため、ご注意ください。
6	請求後に進学先が変わった場合、どのような手続き必要ですか？	<p>最終的に入学支援金の制度の対象校に進学することとなった場合は、手続きは不要です。</p> <p>入学支援金の制度の対象ではない学校に進学することとなった場合は辞退届フォームから辞退届を提出してください。すでに入学支援金の支給を受けている（入学支援金が振り込まれている）場合は、入学支援金の返還が必要です。辞退フォームで届出のうえ、速やかに学事課（入学支援金担当）まで電話でご連絡ください。（連絡先：052-972-3278）</p>

7	<p>就学支援金の対象である県内の専修学校及び各種学校（外国人学校含む）はどこで確認できますか？</p>	<p>下記のウェブサイトで確認するか、進学予定の学校に「国の高等学校等就学支援金制度」の対象校であるかどうかをご確認ください。</p> <p>●（愛知県私学振興室）愛知県内の専修学校高等課程 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/senshukotokatei.html</p> <p>その他、専修学校一般課程及び各種学校のうち、以下の学校も「国の高等学校等就学支援金制度」の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理容師法に定める理容師養成施設 ・美容師法に定める美容師養成施設 ・保健師助産師看護師法に定める准看護師養成所 ・調理師法に定める調理師養成施設 ・製菓衛生師法に定める製菓衛生師養成施設 <p>●（文部科学省）就学支援金制度の対象として指定した外国人学校等の一覧 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1307345.htm</p>
---	--	---

○入学支援金の支給・振込口座について

No	質問	回答
1	振込までどれくらいかかりますか？	請求内容に不備がなければ、3週間程度で振込みます。
2	どのような名義で振込まれますか？	「ナゴヤシ ニュウガクシエンキン」で 70,000 円が振り込まれます。
3	請求時に指定する口座の条件はありますか？	<p>口座は、生徒名義の口座である必要があります。</p> <p>●決定通知書の備考に「振込予定口座：**銀行」と記載のある方 申請時に指定された口座に振込みが可能です。請求においては、原則、申請時と同じ口座（決定通知書備考欄に記載の銀行口座）を指定してください。</p> <p>●決定通知書の備考に「振込先口座情報の修正が必要です。」と記載のある方 保護者名義の口座になっているなどの理由により、申請時の口座には振込みができない状態です。申請時とは異なる振込先口座をご指定ください。（口座は生徒名義のみ受けますのでご注意ください。）</p>
4	申請時に記載した口座から変更しても良いですか？	変更も可能ですが、確認に時間を要しますので、決定通知書の備考に「振込予定口座：**銀行」と記載のある方は、原則、申請時と同じ口座（決定通知書備考欄に記載の銀行口座）を指定してください。
5	入学支援金の支給を受けたのですが、最終的に制度の対象ではない学校へ進学することになりました。どんな手続きが必要ですか？	すでに入学支援金の支給を受けている（入学支援金が振り込まれている）場合は、入学支援金の返還が必要です。辞退届フォームで届出のうえ、速やかに学事課（入学支援金担当）まで電話でもご連絡ください。

○辞退の届出について

No	質問	回答
1	どのような場合に、辞退の届出が必要ですか？	<p>支給決定を受けている方が、以下の事由に該当する場合には、辞退の届出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職等により進学しない場合 ・制度の対象外の学校に進学する場合（愛知県外の学校などへ進学） ・受験校が全て不合格となった場合 ・入学支援金の支給を希望しない場合 ・生活保護法による保護又は児童福祉法による児童入所施設措置費等により、高校入学時に必要となる費用が支給される場合 ・その他、入学支援金制度の対象外となる事由が生じた場合
2	辞退の届出方法は？	<p>以下のフォームから辞退の届出をしてください。</p> <p>届出先 入学支援金辞退フォーム</p> <p>URL: https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/sienkinjital</p> 
3	いずれの学校にも合格せず、4月からは高校に進学しないことになりました。来年度以降、志望校に合格したら進学したいと思っています。この場合はどのような手続きが必要ですか？	<p>辞退の届出フォームで辞退理由「受験校が全て不合格となったため」を選択し、「翌年度以降進学予定」と届出をしてください。</p> <p>この場合、支給決定を取り消さず、保留とさせていただきます。</p> <p>中学校等を卒業した年度以後3年以内に入学支援金の制度対象校へ合格した際には、学事課（入学支援金担当）までご連絡ください。</p>
4	一度は制度対象の高校に入学しましたが、すぐに退学することになりました。入学支援金を返還する必要がありますか？	返還する必要はありません。